



平成 25 年 1 月 15 日
内閣府（防災担当）

平成 24 年度補正予算案について

本日、閣議において補正予算案を決定しました。
内閣府防災関係の具体的内容は次のとおりです。

○ 民間施設による帰宅困難者受入等災害対策の推進 3. 1 億円

大規模災害時において、民間や関係機関と連携した迅速かつ円滑な災害対応を行うため、以下の取組を実施する。

- ① 寄る辺のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の拡大を図るためのモデル事業として、市区町村と帰宅困難者受入協定を締結する民間企業等の一時滞在施設への備蓄を補助し、あわせて調査分析を行い今後の取組に繋げる。（2. 6 億円）
- ② 被災市町村に国の地方支分部局等より派遣されたりエゾンから直接に発災初期の災害情報を迅速に収集するための災害情報収集体制の整備及び、これら行政の一次情報から、緊急性の高い情報を選別する情報分析するための体制や手法の検討。（0. 5 億円）

<本件問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（総括担当）付

企 画 官 徳元 真一

参事官補佐 石丸正一郎

TEL : 03-3501-5408（直通） FAX : 03-3503-5690

民間防災対策支援モデル事業（内閣府政策統括官（防災担当））

平成24年度補正要求額 255百万円

事業概要・目的

- ・東日本大震災の影響により、首都圏においては、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生しました。
- ・屋外で被災した帰宅困難者は待機する場所がない場合が多いため、帰宅が可能となるまでの間に一時滞在し、食料・飲料水、災害関連情報等の提供を受けられる施設を確保する必要があります。
- ・そのため、首都直下地震から寄る辺のない帰宅困難者を守るため、区市町村と帰宅困難者受入協定を締結する一時滞在施設を拡大させる環境整備をモデル的に実施します。

事業イメージ・具体例

（１）交付対象
都県

（２）対象事業

※補助金交付決定までに下記の要件を満たすこと。

- ①地方公共団体（区市町村）と一時滞在施設を所有する企業又は事業者間において、帰宅困難者受入協定を締結済であること。
- ②従業員向けの備蓄は完了済であること。
- ③事業継続計画（BCP）を策定済であること。

一時滞在施設に対して防災用品の備蓄費用を補助

社会全体として、寄る辺のない帰宅困難者対策の底上げを図ります。

期待される効果

- ・首都直下地震の発災時に、寄る辺のない帰宅困難者は一時滞在施設で受入れが可能になります。